

## サービス付き高齢者向け住宅の計画を されている皆様へ

- 神奈川県よりお知らせ -

県所管区域内において平成23年12月末より、  
神奈川県行政連絡協議会による「サービス付き高齢者向け住宅の取扱い」 (参考\*1)をはじめとしています。

この取扱いは、建築基準法の用途の取扱いについて整理を行ったものです。

用途の判断にあたっては、計画地を所管している各土木事務所（まちづくり・）建築指導課窓口へご相談ください。

なお、ご相談の際には、事前に県保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課へ有料老人ホーム該当確認 (参考\*2)を行うようお願いします。

**注意：**サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項の変更等から有料老人ホーム該当確認通知書の項目「有料老人ホーム該当の有無」が変更になることで、建築基準法上手続きが生じる場合がありますので、その場合においてもご相談ください。

参考：

- \*1 サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて  
神奈川県行政連絡協議会  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5720/>
- \*2 サービス付き高齢者向け住宅に係る有料老人ホーム該当確認について（登録申請者向け）  
神奈川県 保健福祉局 福祉・次世代育成部 高齢施設課  
[ホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360705/](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360705/)